

【栃木県立小山南高等学校 いじめ防止基本方針】

小山南高校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、いじめのない学校づくりに向けて一致協力し、組織的に取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、解決に向け、組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「小山南高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策として、面接週間（担任による）やレスキュー調査、学年打ち合わせ、教育相談係などの様々な教育活動と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- いじめを含めた生徒指導上の諸問題について、教職員間の情報共有を密にし、共通理解を図ることで、教職員全体の意識と対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、教職員が連携して指導をします。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組をし、いじめのない学校づくりに向けた指導をします。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- スマートフォン等の適切な使い方やネット上における誹謗中傷・ネットいじめをさせない指導をします。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が認識し、些細な変化や情報を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が抱え込むことがなく、組織で対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口（生徒指導部長）を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通し、その生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめをすることがないように、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめをはやし立てたり、見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめをゆるさない雰囲気を作ります。
- いじめの問題が解決後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築ができるように支援していきます。